

行政手続法施行令の一部を改正する政令案の概要について

1. 趣旨

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号。以下「施行令」という。）の一部を改正するなど、所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項において、命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合には、広く一般の意見を求めなければならないと規定されているところ、施行令第 4 条は、同法第 39 条第 4 項第 4 号の委任を受け、同条第 1 項の規定を適用しない命令等として、相反する利害代表者及び公益代表者により構成されるいわゆる三者構成の委員会等において審議を行うこととされているものを規定している。
- 今般、改正法の一部の施行に伴い、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育介法」という。）について、三者構成の委員会等である労働政策審議会の意見を聴くものとされる命令等（厚生労働省令）が追加されるため、施行令第 4 条第 1 項第 9 号に雇用保険法第 18 条第 3 項の厚生労働省令を、施行令第 4 条第 1 項第 12 号に育介法第 5 条第 4 項第 2 号の厚生労働省令を加えるなどの改正を行う。

3. 施行日

- 平成 29 年 8 月 1 日及び同年 10 月 1 日